

地域脱炭素推進業務委託

募集要項

令和5年5月

大崎町

大崎町（以下「本町」という。）では、地域脱炭素推進業務に関して、以下の業務（以下、「本業務」という。）を業務委託する。業務委託にあたり、本募集要項に則り公募によって最も適した受託者を選定する。

1 本業務の概要

（1）業務の名称

地域脱炭素推進業務委託

（2）目的

本町は、住民主導による資源循環の地域づくりを中心とした取り組みでSDGs 未来都市に選定され、循環型社会の構築（サーキュラービレッジ構想）の実現を目指している一方、経済及び地産エネルギーが域外へ流出している状況であり、地域で循環する地域づくりを更に推進する必要がある。

国においては少なくとも100ヶ所程度の「脱炭素先行地域」をつくり、令和3年度より5年に渡り積極支援することとしており、本年5月までに既に62ヶ所が選定され、選定された地域は、全国のモデルとなる取り組みが期待されている。

大崎町における脱炭素の取り組みは、地域の成長戦略として、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域課題をあわせて解決できると考え、昨年4月にゼロカーボン推進を宣言し、職員を中心としたワークショップを開催し企業や住民の意見を反映した「大崎町脱炭素ロードマップ」を策定している。

本業務は、大崎町が大崎町らしく脱炭素に向けた取り組みを確実に地域に実装するため、策定したロードマップの施策の実現に向けての政策を提案しつつ、脱炭素先行地域の選定に向けての助言を行うことやJクレジット制度等の導入等、広く脱炭素推進業務を推進することを目的とする。

（3）調査対象施設及び所在地

原則的として本町域を業務の対象とする。

（4）対象業務

本業務では以下に掲げる業務を行う。

①基本的事項の整理

既存の計画等により基礎的な情報の収集（国、県の補助事業）

②大崎町脱炭素ロードマップ施策の実現に向けて実証事業等の政策提案

令和4年度大崎町脱炭素社会推進プロジェクトチームをベースにワークショップ形式で施策の絞り込み等を実施。

③住民・事業者意見反映

地域住民や事業者の意識を確認するための調査や意見反映の場を設定する。

④脱炭素先行地域選定について

脱炭素先行地域への応募、選定に必要となる調査・分析、助言を行い、事業計画の策定を支援し第1回から第3回までの脱炭素先行地域、国内外の先行事例の収集・分析を行い、計画を町が策定する場合は支援を行う。

⑤Jクレジット制度の申請支援

基幹産業に寄与する取り組みとしてJ-クレジット制度に関しても申請支援を行う。

(5) 契約方法

選定された受託者と随意契約により業務委託契約を締結する。

(6) 契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、税抜き価格 8,228,000 円とする。

(7) 支払条件

契約金額の支払いは、完了払いにて行う。

(8) 業務期間

契約締結 令和5年5月下旬頃（予定）

業務期間 契約締結の日から令和6年3月29日まで（予定）

(9) 担当部署

本事業に係る各種手続き、連絡先、提出先、問い合わせ先等は、以下のとおりとする。

大崎町役場 環境政策課 環境政策係

住 所：〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町假宿1029

電 話：099-476-1111（代表） F A X：099-476-1169

E-mail：kankyo@town.kagoshima-osaki.lg.jp

2 受託者の募集

(1) 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

(選定は書類審査によりおこない、プレゼンテーションは実施しない。提出書類について確認を要する事項がある場合は、本町より個別に照会を行い、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。)

(2) 募集及び選定のスケジュール

本業務の受託者の募集及び選定にあたっては以下のスケジュールによる。

① 公告（募集要項の公表）

令和5年5月19日～ 午後5時

② 募集要項に関する質問の受付

令和5年5月19日～同年5月26日午後5時

質問書（様式4）により担当部署にE-mailで送付すること。

電話での対応は一切行わない。

回答は質問者に対して随時行う。

③ 応募書類の受付期間

令和5年5月19日～同年5月26日午後5時

④ 最優秀提案者の決定

令和5年5月30日（予定）

⑤ 契約締結

令和5年5月31日以降（予定）

(3) 応募の手続き

- ①募集要項等(様式含む)は、本町ウェブサイトおよび掲示板に掲載する。
- ②応募書類の受付期間中に役場環境政策係宛てメールまたは郵送、宅配便等の発送・配送の記録が残る配送方法に限る(郵送の場合は配達証明郵便またはレターパックなどとする)により下記の提出書類を大崎町環境政策課環境政策係に提出する。
(環境政策課メールアドレス:kankyo@town.kagoshima-osaki.lg)

応募書類

応募申請書(様式1) 1部及び会社概要(様式2) 1部

期限内必着とする。遅れたものは受け付けない。

提出された応募書類は返却しない。

応募者は複数の提案をすることはできない。(1提案のみ有効)

一旦提出した審査書類の変更、差替え、再提出は一切認めない。

原則として持参による提出は認めない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに応募する者(以下、「応募者」という。)は、以下に記載の参加資格要件を全て満たしている者とする。

(1) 参加資格要件

- ア. 過去及び現在、以下のような業務実施の実績があること。
 - ・自治体の温暖化対策実行計画策定等
 - ・再生可能エネルギーの普及にかかわる業務
 - ・温室効果ガス削減につながる普及啓発業務・意見収集業務
- イ. 本町入札等参加資格名簿に登録を有している者であること。
- ウ. 鹿児島県内に営業拠点を置く企業であること。
- エ. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ. 会社更生法(令和14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(令和11年法律第255号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ. 申請日の日から落札決定の日までの間に、本町より指名停止を受けて

いないこと。

キ. 次の i) から ix) までのいずれにも該当しない者であること。

(※なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。)

- i) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ii) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- iii) 役員等が暴力団員であると認められる法人又は個人
- iv) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- v) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- vi) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- vii) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- viii) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ix) i) からviii) までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等

4 審査

提出書類をもとに以下の項目の審査を行う。

① 参加資格審査

応募者が、本募集要項に規定されている参加資格の要件を満たしているか。

② 内容審査

応募者から提出された応募申請書の記載内容が、評価項目の内容に合致し、かつ特記仕様書等に記載がある事項を満たしているか。提案内容が優れているか。

③ 価格の審査

応募者から提出された応募申請書に記載された提案価格が上限提案価格の範囲内であるか。

④ 審査結果

審査結果は令和5年5月31日（予定）に、文書（様式4）を送付する。

5 受託者の選定

（1）最優秀提案者の選定

本町が設置する審査会において審査を行い、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者に選定する。

（2）選定対象者資格

最優秀提案者の決定までに応募者が、本要項「3 参加資格要件」に定める参加資格を喪失した場合、または提出書類に虚偽の記載内容があることが発覚した場合は選定の対象者としての資格を失う。

（3）選定の取消し

最優秀提案者に選定された応募者が、契約締結までに本要項「3 参加資格要件」に定める参加資格を喪失した場合は選定結果を取り消し、次点の者を最優秀提案者とする。

（4）受託者の決定

選定された最優秀提案者に対して受託意思の確認（様式5の提出）を行い、承諾が得られた場合に、その者を契約の相手方として委託業務の内容について調整の上、随意契約にて業務委託契約を締結する。

6 その他

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に係る内容は、公表しない。
- (3) 業務の実施にあたり、必要な資料などは本町が提供する。
- (4) 提供した資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 業務内容については、守秘義務を遵守しなければならない。
- (6) 本町の要求水準を満足する提案がなかった場合は、最優秀提案者の選定は行わない。また、応募者が1者の場合であっても、本町の要求水準を満足している提案であれば、その者を最優秀提案者として採用する。
- (7) 本要項に定めるもののほか、本業務委託の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本町の条例規則等の定めるところによる。
- (8) そのほか業務遂行上必要な事項は、適宜協議をしながら業務に当たることとする。

【様式1：表面】

応募申請書

令和 年 月 日

大崎町長 様

商号又は名称

代表者名

印

地域脱炭素推進業務委託に係る公募事業への参加要件を満たしていますので、下記の内容により参加を表明します。なお、記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 応募者	
商号または名称	
所在地	本店 (本店が鹿児島県外の場合鹿児島県内の営業拠点)
代表者名	

2. 配置予定技術者 (常勤の自社社員で、引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者)	
配置予定技術者名	
所属、職名	
二酸化炭素排出量算定および排出削減、指導・コンサルティング等に関連する保有資格	
その他関連する資格や委員などの委嘱など	
類似業務の担当、本町に關係する業務の担当の実績	
連絡先	電話番号 eメール

本申請書はA4 両面で1枚に納めること 文字の大きさは10ポイント以上とする。

【様式1：裏面】

4. 今回の事業において提案しようとする事柄および価格

(示された予算の範囲内で実施しようとする内容について要点を簡潔に記載する)

提案内容

- 1 大崎町脱炭素ロードマップ施策の実現に向けて実証事業等の政策提案

- 2 脱炭素先行地域選定計画策定支援及びJクレジット制度の申請支援

提案価格（上記の提案内容を受託しようとする際の見積額を税抜きで記載する。別途内訳を記載した見積書を添付すること。）

本申請書はA4 両面で1枚に納めること 文字の大きさは10ポイント以上とする。

【様式2：表面】

会 社 概 要 説 明 書

項 目	内 容
会 社 名	
代表者氏名	
設立年月日	
本社所在地	
本町入札参加資格の有・無	
従業員総数	
自己資本額（千円）	資本金 積立金 その他

会社・事業所が業務遂行上得ている許認可・指定等の状況

許認可・指定等の名称	権限主務官庁等の名称	取得・指定年月日

温暖化防止、エネルギーに関するものの名称の前に○印をつける

本説明書はA4 両面で1枚に納めること 文字の大きさは10ポイント以上とする。

【様式2：裏面】

業務実績（過去の実績および現在実施中の業務）

（今回の公募事業に類似のものを優先して記載すること、受託状況について実績を確認できる書類の提出を求めることがある。民間企業等からの受託事業である場合は、委託者の了解を得て記載すること。ここで記載の内容については、この事業の審査以外の目的で使用することはない。また、本町から外部に提供することはない。）

自治体の温暖化対策計画等業務（主なもの5件以内）		
業務名	委託者	業務概要

再生可能エネルギーの導入にかかわる業務（主なもの5件以内）		
業務名	委託者	業務概要

温室効果ガス削減につながる普及啓発業務・意見収集業務（主なもの5件以内）		
業務名	委託者	業務概要

本町に関する事業である場合は業務名の前に○印をつける。

上記の記載事項について相違ないことを誓約します。

【様式3】

質 問 書

業務名	地域脱炭素推進業務委託	
会社名		
本社所在地		
質問担当者所属・職名		
質問者氏名		
質問者連絡先	電話番号 eメール	FAX番号
質問事項		
該当箇所	質問内容	

該当箇所は「募集要領」「仕様書」の何ページのどの項目など具体的に記述する。

質問内容は簡潔に記載する。

質問内容が複数ある場合は、一項目ごとに区切り線を入れる。

【様式4】

令和 年 月 日

審査結果通知書

様

大崎町

町長 東 靖弘 印

このたび応募いただきました地域脱炭素推進業務委託の公募事業について、提出書類を審査した結果下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

記

- () 審査の結果最優秀提案者として採用することとなりました。本件に関して受託の意思があるときは、 年 月 日までに受託承諾書【様式5】を提出してください。

- () 審査の結果残念ながら不採択となりました。

【様式5】

令和 年 月 日

受託承諾書

大崎町長 様

(代表者) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

地域脱炭素推進業務委託について、受託することを承諾します。